

【令和5年6月19日～7月31日までに申請できなかった方が対象です】

令和5年度 東京都私立高等学校等 奨学給付金 追加申請のお知らせ

当該助成金については、令和5年6月19日から7月31日まで、今年度から開始したオンラインによる申請受付を実施したところです。

10月にご案内しましたとおり、申請方法の変更に伴い上記期間に申請できなかった方を対象に、令和5年度に限った特別措置として、郵送による追加申請の機会を設けることといたしました。

1 追加申請期間

令和5年12月11日(月)～令和5年12月22日(金)

※ 12月22日消印有効。期間外の申請につきましては受け付けできません。

※ 「奨学給付金」は、「就学支援金」と別の助成制度です。就学支援金とは別に申請が必要です。

2 結果通知及び助成金振込時期

3月中下旬 結果の通知、申請者口座への振込

※ 結果の通知は、郵送でお知らせします。

※ 追加申請はオンライン申請ではないため、オンライン上(マイページ)での審査結果の確認はできません。

3 申請の方法

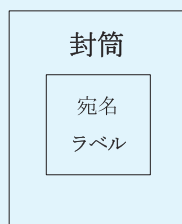
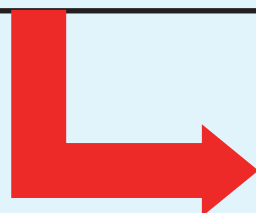
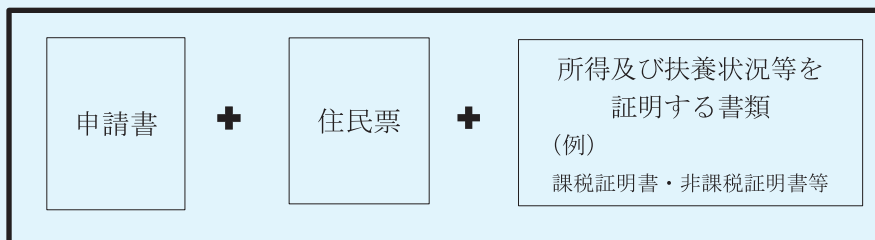
※宛名ラベルを封筒に貼ってご郵送ください。

申請に必要な書類を郵便局の窓口で「特定記録郵便」にてお出しください。

※ 詳しくは3ページの⑥「申請に必要な書類一覧」をご参照ください。

※ 兄弟姉妹で申請の場合は、それぞれ必要書類をご用意のうえ、封筒に「2名分申請」と記載し郵送してください。

※ ご提出いただいた書類は審査結果に関わらず返却いたしません。



宛名ラベル

〒162-8799
牛込郵便局留
(公財) 東京都私学財団
奨学給付金担当 行

※上記を切り取ってご使用ください。

4 対象となる申請者（保護者）の要件と給付額

対象となる申請者の要件は、生徒の保護者等で下記の(1)～(3)のすべての要件に該当する方です。

(1) 保護者(申請者)が、令和5年7月1日現在、東京都内に居住

※奨学給付金は、保護者がお住まいの道府県から給付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問い合わせください。

(2) 令和5年7月1日現在※1、下記の①～⑦のいずれかの私立学校及び課程に在学している生徒の保護者※2

- ① 私立高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）
- ② 私立中等教育学校後期課程
- ③ 私立高等専門学校（1～3年）
- ④ 私立専修学校高等課程
- ⑤ 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
- ⑥ 私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
- ⑦ 私立高等学校等専攻科（私立高等学校専攻科及び私立中等教育学校（後期課程）専攻科）のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・大学への編入学基準を満たす課程を有するもの
 - ・国家資格者養成課程を有するもの

※ただし、特別支援学校の専攻科の生徒を除く。

※1 令和5年7月2日以降に入学した場合は、申請日時点で在学していることが要件になります。

※2 生徒が以下のいずれかに該当している場合は、「奨学給付金」の対象外です。

- ・就学支援金の対象校を卒業又は修了しているなど、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格がない場合
- ・平成26年4月1日前から引き続き就学支援金の対象校に在学している場合
(平成26年3月31日に退学し、平成26年4月1日に第1学年（年次）に入学した場合を除く)

(3) 次の対象世帯区分 A・B のいずれかに該当する世帯

対象世帯区分		給付額（年額）		
		全日制等	通信制	専攻科
A	生活保護 生業扶助(高等学校等就学費)受給世帯(7月1日時点)	52,600 円		
B	生活保護受給(生業扶助を受給していない)世帯	137,600 円	52,100 円	
	令和5年度の住民税が「非課税」又は「均等割のみ」の世帯※1 均等割のみの世帯とは住民税の「均等割(区市町村民税 3,500 円+都民税 1,500 円= 年税額 5,000 円)」のみ課税され、所得割額が0円(非課税)の世帯です。	又は 152,000 円 ※2		

※1 対象世帯の審査は、申請者とその配偶者の『課税証明書』に記載された住民税の金額で行います。

※2 世帯の構成状況により給付額が異なります。詳しくは、下記 [5](#) をご参照ください。

5 対象者および給付額の確認方法

令和5年7月1日現在、通信制課程の高等学校等(注1)に在籍する兄弟姊妹はいますか？

はい

給付額は
152,000 円

(※通信制・専攻科は52,100円)

いいえ

令和5年7月1日現在、保護者等は高校生等(注2)以外の15歳以上23歳未満(注3)(中学生を除く)の兄弟姊妹を扶養していますか？

はい

給付額は
152,000 円

(※通信制・専攻科は52,100円)

いいえ

令和5年7月1日現在、複数の高校生等(注2)がいます

はい

生徒は世帯の高校生等(注2)のなかで最年長ですか？

はい

給付額は
137,600 円

(※通信制・専攻科は52,100円)

いいえ

給付額は
152,000 円

(※通信制・専攻科は52,100円)

給付額は
137,600 円


(※通信制・専攻科は52,100円)

(注1) 兄弟姊妹が在籍する「通信制課程の高等学校等」は、国公立のすべてを含む奨学給付金の対象校のうち、通信課程の学校を指します。

(注2) 「高校生等」とは、国公立のすべてを含む奨学給付金制度の対象者を指します。

(注3) 令和5年7月1日時点の年齢です。令和5年度は平成12年7月3日から平成20年4月1日までの間に生まれた方が該当します。

6 申請に必要な書類一覧

必要な書類	対象	発行機関
<p>① 令和5年度私立高等学校等 奨学給付金 受給申請書</p> <p>※申請書は、財団ホームページ(https://www.shigaku-tokyo.or.jp/add_app.html)からダウンロードしてください。</p> <p>都内校に在籍する生徒で5月末までに就学支援金を申請されている方のみ、就学支援金申請システム (e-Shien) のログインID及び就学支援金受付番号の記載が必要です。詳しくは、下記 7 「Q & A」のQ3をご確認ください。</p>  <p>申請書はこちら</p>	全ての申請者	
<p>② 住民票 (コピー可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の記載があるもの ・マイナンバー (個人番号) の記載がないもの ・続柄の記載があるもの ・令和5年5月1日以降の発行で、申請日前3カ月以内の発行のもの 	全ての申請者	区市町村役所(場)
<p>所得及び扶養状況等を証明する書類 (下記のいずれか)</p>		
<p>③ 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書</p> <p>生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給している場合は、私学財団ホームページの様式集に掲載の 2-5 の1 『【生活保護を受給している】方へ』 (https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pdf/parents/jukyushomei.pdf) を印刷し、福祉事務所の証明・押印を受けた (A) 『生業扶助受給証明書』を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3カ月以内の発行のもの <p>A : 生活保護【生業扶助】を受給している世帯になります。</p> <p>『奨学給付金 受給申請書』の (1) 所得状況Aに <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。</p>	生活保護を受給している世帯で【生業扶助】(高等学校等就学費)を受給している方	福祉事務所
<p>④ 生活保護受給証明書(コピー可)</p> <p>生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給していない場合は、『生活保護受給証明書』を提出のうえ、私学財団ホームページの様式集に掲載の 2-5 の1 『【生活保護を受給している】方へ』 (https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pdf/parents/jukyushomei.pdf) を印刷し、(B) に署名をして提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒及び申請者(保護者)の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの ・令和5年5月1日以降発行、申請日前3カ月以内の発行のもの <p>B : 住民税が「非課税」の世帯になります。</p> <p>『奨学給付金 受給申請書』の (1) 所得状況Bに <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。</p>	生活保護を受給している世帯で【生業扶助】(高等学校等就学費)を受給していない方	申請者記入
<p>⑤ 令和5年度 課税・非課税証明書(コピー可)(※1)(※2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養人数 (内訳) の記載があるもの ・申請日前3カ月以内の発行のもの ・申請者及びその配偶者のもの (※3) ・給付額 (年額) が全日制等に該当する生徒で、生徒及び15歳以上 (中学生を除く) の兄弟姉妹の扶養人数の記載がない場合は、生徒及び当該兄弟姉妹の「健康保険証」のコピーも提出してください。 <p>※1 「源泉徴収票」「特別徴収税額通知書」「納税通知書」では受付できません。</p> <p>※2 令和5年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。</p> <p>※3 配偶者の『住民税課税証明書・非課税証明書』について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【配偶者控除】の適用が無い (所得が1000万円を超える方の同一生計配偶者を含む) 場合 ・【配偶者特別控除】の適用を受けている場合 ・申請者が自営業で、その配偶者が【事業専従者】の場合 ・申請者が【配偶者控除】を受けており、配偶者に住民税が課税されていないことが確認できる場合 → 配偶者の証明書は不要です。 	生活保護を受給していない方	区市町村役所(場)
		<p>配偶者の証明書も必要です。</p>

7 Q & A ~ よくお問合せを頂くご質問 (お問合せの前にご覧ください) ~

1. 申請について

Q1. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。

A. 併用できます。「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

Q2. 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。

A. 必要です。必ず学年（年度）ごとに申請してください。「奨学給付金」は、年度に1回のみで、給付の回数は、1人の生徒につき通算3回（定時制、通信制の場合は4回）までとなります。なお、学年をさかのぼっての申請はできませんので、ご注意ください。

Q3. 申請書に記入する「就学支援金申請システム（e-Shien）のログイン ID」と「就学支援金受付番号」は何を見ればわかりますか。

A. 「就学支援金申請システム（e-Shien）のログイン ID」は、学校から配布される「ログイン ID 通知書」をご確認ください。「就学支援金受付番号」は、次の手順でご確認ください。

<e-Shien にログイン⇒「認定状況」の表示をクリック⇒「審査結果情報」に記載されている受付番号を確認>
なお、都内の学校に通われていて、5月末までに就学支援金を申請している方のみ記入が必要となります。

Q4. 生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。

A. 申請できません。「奨学給付金」は、就学支援金の対象校を卒業しているなど、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格がない場合は対象外です。

Q5. 6月に退学しましたが申請できますか。

A. 退学した学校では申請できません。令和5年7月1日現在で在学している必要があります。

Q6. 令和5年7月2日以降に入学しましたが、申請できますか。

A. 申請日現在で在学していれば申請できます。

Q7. 令和5年7月2日以降に都外に転居の予定がありますが、申請できますか。

A. 令和5年7月1日時点で都内に居住していれば、当財団に申請してください。なお、申請後に転居される場合は、必ず郵便局に転送届を提出してください。

Q8. 東京都の「私立学校被災生徒等臨時支援金」の支給を受けています。「奨学給付金」と併用できますか。

A. 東日本大震災又は大規模災害により被災し、東日本大震災又は熊本地震により被災し、都内の私立学校に転入学された方に対する「私立学校被災生徒等臨時支援金」とは併用できません。

2. 申請者について

Q9. 高校3年生の生徒が成人（18歳）しましたが、保護者ではなく、生徒本人が申請者となりますか。

A. 生徒が成年年齢（18歳）に達した以後も、家族構成等に変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者（両親等）の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者（両親等）が申請してください。

Q10. 保護者がいません（成人している場合等）。本人が申請できますか。

A. 生徒が、他の人（配偶者等）の収入により生計を維持している場合はその人（配偶者等）が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記 **8**「問合せ先」へご相談ください。

Q11. 保護者が海外に赴任しており、「課税証明書・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。

A. 所得の確認ができないため、申請できません。

Q12. 親権を行う児童福祉施設の長です。申請できますか。

A. 生徒に対して見学旅費又は特別育成費が措置されている場合は対象外です。措置されていない場合は申請できます。

3. 住民税額等が減額になった場合について

Q13. 今年になって収入が減り、家計が急変しましたが、今年度の住民税額には反映されません。何か特別な助成制度はありますか。

A. 申請年度の1月1日以降に家計が急変し、年収見込額が住民税非課税相当になった世帯を対象とした「奨学給付金制度」があります。要件、申請時期等の詳細は、別途、財団のホームページでご案内します。

4. 振込先口座について

Q14. 振込先口座は配偶者や生徒の名義の口座でも振り込まれますか。

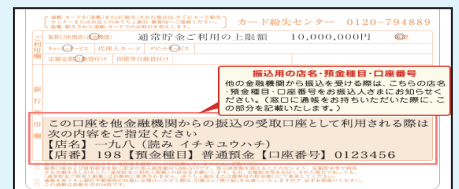
A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義（個人）の口座を記入してください。

Q15. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。

A. ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示し印字をすると、振込用の店名・口座番号が印字されます。通帳に最初から記載されている「記号」「番号」ではありません。

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例

【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】0123456



8 問合せ先

※申請受付期間中など、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。何卒、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当

☎(03)5206-7925 (土日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00)

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。